

第三回全國大會本部提出議案

6. 第一號

一

黨費に關する件

説明者

片山 哲

大三十條を九の如きに変更す。支部費は月額十錢とす。説明一、党則は本部費の多を掲げ、党員には機關

を無代配和する。

支部費は、大三十條

支部費は、大三十條の次ぎに一糸を加へる。支部費は、大三十條の次ぎに一糸を加へる。

説明一

支部は本部費の外に任意支部費を徴収する事を得る。本条によつてその最高額を規定する。

本三

地方協議会設置の件

説明者

小池四郎